

地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等への女性の登用状況

NO	委員会等名	令和3年4月1日現在			令和2年4月1日現在		
		委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割合	委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の割合
1	教育委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%
2	選挙管理委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%
3	公平委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%
4	監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%
5	農業委員会	14	2	14.3%	14	2	14.3%
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合計		32	5	15.6%	32	5	15.6%

＜参考＞地方自治法(抜粋)

第180条の5(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員会

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会